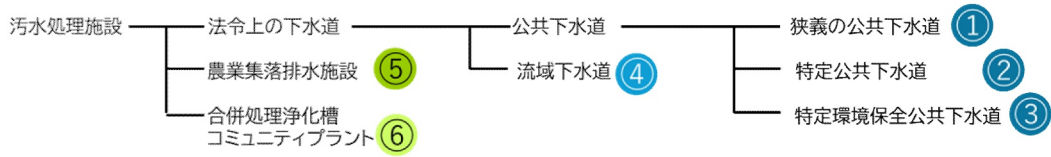


2 下水道の種類



公共下水道

国土交通省が所管し、市町村が管理する下水道。
終末処理場を有するものを単独公共下水道、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。

- ① 狭義の公共下水道
公共下水道のうち、主として市街化区域内における下水を排除し又は処理する下水道。
- ② 特定公共下水道
公共下水道のうち、特定の事業者の事業活動に主として利用される下水道。
特定の事業者の事業活動に起因し、又は附随する計画汚水量が概ね2/3以上を占めるもの。
- ③ 特定環境保全公共下水道
公共下水道のうち、主として市街化区域以外で設置される下水道。
自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道

- ④ 流域下水道
国土交通省が所管し、2以上の市町村の区域における下水を排除し、かつ、終末処理場を有する下水道。
・幹線管路、ポンプ場、終末処理場の建設及び維持管理は都道府県
・幹線管路に流入するまでの施設の建設及び維持管理は公共下水道として市町村

- ⑤ 農業・漁業集落排水施設
農業振興地域又は漁港の後背集落における汚水を排除し、又は処理するために市町村が管理する汚水処理施設。
・農業集落排水施設は農林水産省所管
・漁業集落排水施設は水産庁所管

- ⑥ コミュニティプラント
環境省が所管し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って市町村が定める「一般廃棄物処理計画」に沿って設置する小規模の汚水処理施設。

